

「第6次福岡県男女共同参画計画策定にあたっての考え方（素案）」に対する意見募集の結果

「第6次福岡県男女共同参画計画策定にあたっての考え方（素案）」について、令和7年11月22日～同年12月5日までの間、御意見を募集したところ、19件の御意見の提出がありました。御意見の概要及び御意見に対する考え方を下記のとおり取りまとめましたので、公表します。

御意見については、適宜要約の上まとめており、類似の意見はまとめて掲載しています。

NO.	素案該当箇所	意見	対応	意見に対する考え方
1	柱1 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会の実現	女性の活躍の前提となる「雇用の場でのジェンダー平等推進」のため、非正規雇用の縮小、改善や賃金格差をなくす取組の推進の項目を入れてほしい。	原案どおり	<p>女性の非正規雇用の改善については、柱1(1)①において、ママと女性の就業支援センターでの正規雇用支援を行うことを記載しています。</p> <p>また、男女間の賃金格差の解消に向けては、前述の取組のほか女性のキャリア形成支援、仕事と家庭の両立支援、男性の主体的な家事等への参画の推進など、柱1を中心とした全般的な施策として行うこととしており、その進捗を把握するため、次期計画では男女間賃金格差の縮小を新たに成果目標に設定することとしています。</p>
2	柱1-(3)② 地域コミュニティの運営・社会活動における男女共同参画の推進	地域自治組織について、規約の見直しや会長職の任期制や定年制の導入など、多様な人材確保に向けて検討を図るといった記載をしてほしい。	修正	<p>御意見を踏まえ、柱1-(3)②に記載の「地域活動において、性別にとらわれず多様な人材の参画を市町村等と連携して進めます」の部分を性別にとらわれず→性別や年代にとらわれず修正します。</p>
3	柱1-(4) 様々な政策・方針決定過程への女性の参画推進	若い世代の審議会委員が少ないとから、若い世代の参加が進むように「審議会には多様な人材が必要なところから、若い世代の参加が可能になるように先進地を参考にしながら審議会に託児を設置する」という記載を追加してほしい。	修正	<p>御意見を踏まえ、柱1-(4)に記載の、県及び市町村審議会の委員登用において、女性委員の登用を進めます。</p> <p>→役職や年代にとらわれず、多様な人材の中から女性委員の登用を進めます。</p> <p>という趣旨に修正します。</p>
4	柱1-(4) 様々な政策・方針決定過程への女性の参画推進	「政治分野における男女共同参画に関する法律」に則り、とくに第八条の環境整備、第九条の性的な言動等に起因する問題への対応、第十条の人材の育成等に焦点を当てた施策の具体化を図ってほしい。	原案どおり	<p>県議会事務局内に「議会関係ハラスメント窓口」の設置を、計画のP33②の県の動きに記載しております。</p> <p>また、政治分野などの政策決定の場への女性の参画を進める地域のリーダーを目指す女性応援事業を行っています。こうした取組により女性の政治分野への参画につなげまいります。</p>
5	柱2-(1) ジェンダーに基づく暴力の根絶	「ジェンダーに基づく暴力」という言葉が使われていること、「根絶」という言葉が使われていることが素晴らしいと思う。	原案どおり	御意見ありがとうございます。
6	柱2-(1)② DV被害者の保護体制の充実と安全確保	男性被害者の支援を女性相談支援員が行うことに困難を感じる現状があるため、施策の方向(1)-(2)に、「男性相談に対応する男性相談員の設置に向けた支援等を行います」を追加してほしい。	原案どおり	<p>県では、男性のDV被害者専用相談窓口を設置し、男性の相談員が支援を行っています。</p> <p>男性DV被害者の対応が難しい場合は、専用窓口でも対応しています。</p>
7	柱2-(1)④ 性暴力等の根絶及び被害者支援	性暴力を許さないだけではなく、傍観しないことが大切なので、柱2(現状と課題)の「被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず被害者に寄り添う心」の部分について、性暴力を許さず、あとに「傍観せず、」を加えてほしい。	原案どおり	<p>性暴力を傍観しないことは非常に重要ですが、性暴力が発生する状況に県民が直面した際に、傍観せず行動を起こすことは、専門知識を有する者であっても困難で、危険を伴う懸念もあり望ましいとは一概に言えない、という専門家の意見もっています。</p> <p>そのことを踏まえながら、暴力の根絶に向けた教育・啓発に取り組んでまいります。</p>

NO.	素案該当箇所	意見	対応	意見に対する考え方
8	柱2-(1)⑥ あらゆる暴力根絶のための教育・啓発の推進	暴力根絶に向け、各育ちの段階にあった理解・共感・習得できる環境整備が必要であるため、関係機関との(保育・幼稚園、小中高大学校、職場、自治体)とのさらなる具体的な連携・研究研修を望む。	原案どおり	暴力の根絶に向けては、人権を尊重し他者を大切にする意識を育むことが重要です。 本計画では、学校教育における人権教育や、家庭・地域における教育の取組に加え、若年層を対象とした暴力防止に関する教育を推進することとしています。 こども性暴力防止法の施行も踏まえ、関係機関との連携を図りながら、暴力の根絶に向け取り組んでいきます。
9	柱2-(1)⑥ あらゆる暴力根絶のための教育・啓発の推進	暴力の根絶に向け、各年齢に応じた包括的性教育の実施を求めるため、「学校、関係機関や民間団体等との連携を図りながら、若年層に対し、様々な機会を活用して、加害者と被害者を生まないための包括的性教育を実施します。」と記載してほしい。	修正	暴力の根絶に向け、総合的な教育・啓発が重要であることから、柱2(1)⑥の施策の方向を次のように修正します。 学校、関係機関や民間団体等との連携を図りながら、若年層に対し、様々な機会を活用して、加害者と被害者を生まないための教育を実施します。 →学校、関係機関や民間団体等との連携を図りながら、若年層に対し、様々な機会を活用して、加害者と被害者を生まないための総合的な教育・啓発を推進します。
10	柱2-(2)③ 多様な主体との協働促進と支援体制の充実	法において市町村の努力義務となっている女性相談支援員の設置が進むよう、県内「市」における設置率100%など数値の目標設定と、そのための支援を具体的に定め、自治体が女性相談支援員設置に動く実効性のある支援をお願いしたい。	原案どおり	市町村の女性相談支援員の配置が進んでいない理由としては、専任の人員配置や確保が困難といったことが挙げられます。 これらは、市町村の個別の事情にもよるところもあり、まずは、同じく市町村の努力義務である計画の策定や支援調整会議の設置について全市町村における策定・設置達成を目標としたところです。 相談体制強化のためには、全市町村における女性相談支援員の設置は重要ですので、女性相談支援員の設置が進むよう、引き続き、市町村の求められる役割や国の補助制度などを市町村に説明するなど、市町村の状況を踏まえながら助言・協力等を行ってまいります。
11	柱2-(3) 生涯を通じた男女の健康支援	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の理念の浸透を記載してほしい。	原案どおり	計画には、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点の重要性について記載しております。 その取組として、県では、若い世代が早い段階から性や妊娠・出産に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めた将来設計を考え、健康でより豊かな人生を送ることができるよう、「福岡県プレコンセプションケアセンター」を設置し、相談支援と情報発信を行っています。
12	柱3 ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進	教育における意識醸成が必要であり、柱3つの教育というところに、もっと力点を置くべきだと思う。	原案どおり	県では、若年層がジェンダー平等・男女共同参画を自分達の課題として捉え学習する機会の提供など、新たな取組を行っているところです。 次期計画においても様々な取組により、固定的性別役割分担意識にとらわれず、ジェンダー平等・男女共同参画について理解を深める教育・啓発に、しっかり取り組んでまいります。
13	柱3-(2) 学校教育におけるジェンダー平等・男女共同参画の推進	学校に限らず、幼少期からの教育的現場からのジェンダー平等・男女共同参画の推進が必須と思うので、「学校教育における」のところを、「教育現場における」と変更してはどうか。	修正	御意見を踏まえ、柱3-(2)「学校教育におけるジェンダー平等・男女共同参画の推進」のうち学校教育を、 学校教育→学校等教育現場 に修正します。

NO.	素案該当箇所	意見	対応	意見に対する考え方
14	柱3-(2) 学校教育における ジェンダー平等・ 男女共同参画の 推進	ジェンダー平等教育の基本となる「包括的 性教育の実施」の項目を入れてほしい。	修正	<p>御意見を踏まえ、柱3の現状と課題を次のように修正します。</p> <p>○こどもの頃から、性別にとらわれず、誰もが自立した個人として互いの人格や個性を尊重し、自らの意思によって行動できるよう、こどもの成長段階に応じたジェンダー教育を行う必要があります。</p> <p>→○こどもの頃から、性別にとらわれず、誰もが自立した個人として互いの人格や個性を尊重し、自らの意思によって行動できるよう、こどもの成長段階に応じた包括的なジェンダー教育を求める意見もあります。</p>
15	第1部総論	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の改正に関する説明について、セクシャルハラスメントとの表記があるが、ほかの箇所と同じセクシュアルハラスメントに合わせた方がよいと思う。	修正	御指摘を踏まえ修正します。